企業で働く人のための人権啓発冊子

CSRで 見えてくる 明るい明日





企業活動と「人権」、一見関わりがないように感じられるかもしれません。 しかし、本当にそうでしょうか。

「人権」とは、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく幸せに 生きる権利です。一方、企業活動は、従業員、顧客・消費者、取引先、株主、地域 住民など、直接又は間接的に多くの人々と関わり合って成り立っており、企 業と人は表裏一体の関係にあるといってよいでしょう。したがって、企業活 動を行う際には、これら全ての人の人権に配慮することが求められると同時 に、人権にいかに配慮しているかが、社会が企業を評価する上で大きな要素と なっていることを念頭に置く必要があるのです。

この冊子では、企業が社会の一員として求められる様々な人権課題につい て解説しています。企業で働く皆さんにとって、人権の視点を持って仕事に 取り組む際の参考となれば幸いです。



CSR」で見えてくる明るい明日

企業で働く人のための人権啓発冊子

1	企業も社会の一員です	4
	なぜ、企業は人権を大切にしなければならないのでしょうか	4
	企業が社会的責任 を果たしているか、社会は見ています	6
	大切 な相手との信頼関係、築いていますか	8
	企業として守るべき	10
	ルールがあります	10
	環境と人 を 守 ることは、 企業の責任 です	10
	プ ライバシー を保護して情報をしっかり管理しましょう	12
	知りましょう。	
	日本における人権課題	14
	女性の人権	14
		16
		18
		20
		22
	▼イヌの人々の人権	
	VII 外国人の人権 ···································	25
	VⅢ HIV感染者・ハンセン病患者等の人権 ····································	
		27
	X 刑を終えて出所した人 X 犯罪被害者とその家族	•
	インターネット による 人権侵害 北朝鮮当局 によつて	
	X ホームレス	
	────────────────────────────────────	
	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → → 	

企業も 員です

なぜ、企業は人権を大切に しなければならないのでしょうか

人を大切にする企業に

企業は常に社会と共にあり、社会 との関わりの中で、活動しています。 それゆえ企業は社会の一員として、 社会のルールやモラルを守り、社会 的使命を果たし、責任ある行動をし なくてはなりません。

一方で「企業は社会の一員である」 という考え方は、消費者が商品や サービスを選択する基準にも影響を 与えています。「安いから」「有名な会 社が提供するものだから」といった 従来からの理由に加え、現在ではそ の商品やサービスを提供する企業が 「企業の社会的責任」をどの程度果た しているかを判断材料の一つにする 人が増えているのです。このような

ことから、企業の一員である従業員 が、「会社の利益にさえなれば何を やってもいい」「職場の中で自分の評 価さえ高まればいい」といった考え 方で、社会のルールやモラルを無視 したやり方で仕事をしていれば、そ うした企業は社会で信頼を得ること はできません。さらには、それが企 業活動にも悪影響を与えることとな り業績の悪化を招きかねないのです。

ところで、企業が社会で守らなけ ればならないルールやモラル、果た すべき役割を考える上で、非常に重 要な要素となってくるのが「人権」で す。「人権」とは、全ての人が自分らし く幸せに生きる権利です。人間とし

て尊重され、自由かつ平等である権 利が人間には生まれながらにして与 えられています。「21世紀は『人権の 世紀』という言葉に見られるよう に、二度にわたる世界大戦を経た現 在、真に人権が守られている社会を 実現することは、国際社会の普遍的 なテーマになっています。このこと を踏まえ、企業は社会の一員として、 人権に配慮した企業活動を行う必要 があるのです。

「人権を守る」というと堅苦しく感 じられますが、人を大切にすること、 相手を認めること、思いやりをもつ て接すること、といった当たり前の ことがその根底にあります。この点 を理解することこそ、人権が守られ る社会の実現の第一歩になるのです。



社会のあらゆる場面で人権に 対する配慮が必要

従業員、取引先、商品やサービスを 利用する消費者、会社や工場等の立 地する地域の人々など企業は多くの 人々と関わり合い、支え合いながら 活動をしています。人はそれぞれ異 なる背景や事情を持っています。例 えば、性別、年齢、出身、国籍、文化な どの背景や育児・介護をしているか どうか、障害・病気の有無など皆それ ぞれです。

このように人はそれぞれ[違い]が ありますが、全ての人の人権は平等 に守られなければなりません。例え ば「肌の色が違うから昇進させない」 等、周りの人と違うという理由で不 当な扱いをすることは差別となりま す。一方で、視覚障害のある人が会 議に参加できるように点字の資料を 用意するなど、あらかじめ配慮する ことが必要な場面もあります。それ ぞれの人の背景や事情、場面によっ て、適切な対応を考える必要があり

「人権には様々な側面があるため、 非常に難しそう|と思ってしまうか もしれません。しかし、企業や自分 自身の行動が、人を大切にしている か、または相手を認めているか、とい うことを考えることは大切であり、 そうした積み重ねを通じて、少しず つ、「人権を守る社会」が築き上げら れていくのです。

人権を守り、信頼を得る

社会が企業を見る目は厳しくなっ ています。社会のルールやモラルを 守らず、偽装表示、欠陥商品の隠蔽な どを行った企業が社会の大きな批判 を浴び、それが商品の売上げ低下や 株価の下落につながることで経営 難になったり、果ては倒産したりと いった例もあります。有名なブラン ド商品を持つ会社や長い歴史のある 大きな会社でも社会からの信用を失 えば、それまでの企業努力の積み重 ねもあっという間に崩れ去ってしま

います。

一方で、社会のルールやモラルを 守り、社会的責任に配慮した経営を 行っている企業が、社会から信頼さ れ、企業イメージを向上させる事例 も出てきています。例えば、児童労 働が行われている国外の工場で自社 製品を作っていたことを批判された 世界的な企業が、その真摯な反省と その後の取組で、従来よりも大きな 評価を得た例があります。

また、企業にとって、商品を利用す

る消費者や投資する株主といった、 企業の外部にいる人々からの評価が 重要なのは言うまでもありませんが、 企業の内部の人々からの評価、つま り従業員にとって働きやすい職場な のかどうか、ということも大切です。 全ての従業員が安心して働くことが できれば、職場の環境が良くなり、コ ミュニケーションが活発になります。 そうした企業には優秀で、多様な人 材が集まります。

つまり、企業が人権を守り、社会と 共に歩むことは、必ずしも効率や収 益を追求することと矛盾せず、企業 の経済的な成長に結びつくのです。

世界人権宣言

「国際連合」(国連)が1948(昭和 23) 年に採択した世界人権宣言には、 全ての人の人権がうたわれています。 第一条には、「全ての人間は、生れな がらにして自由であり、かつ、尊厳と 権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互い に同胞の精神をもって行動しなけれ

ばならない」とあり、第二条第1項に は、「全て人は、人種、皮膚の色、性、言 語、宗教、政治上その他の意見、国民 的若しくは社会的出身、財産、門地を の他の地位又はこれに類するいかな る事由による差別をも受けることな く、この宣言に掲げる全ての権利と 自由とを享有することができる」と

あります。

世界人権宣言は、世界の平和や自 由を達成するには人権が尊重され ることが不可欠であると宣言して おり、人権の歴史において大きな役 割を果たしています。多くの国の 憲法や法律にも影響を与えていま す。

企業も社会の一員です

企業が社会的責任を果たしているか、社会は見ています

企業の社会的責任

「企業は法律や社会規範を遵守 し、人権や環境を守り、社会に貢献 する責任がある」という考え方があ ります。こうした社会の一員とし て企業が果たすべき責任を「企業の 社会的責任」といいます。英語では Corporate Social Responsibility & いい、CSRと略されます。

一般的な人間関係において、誠実 な行動が信頼関係を築くのに必要で あるのと同様に、企業が社会からの 信頼を得る上でも、誠実な行動が必 要です。偽った表示を掲げたり、法 律や社会規範に違反するような企業 を社会は信用しません。そのような 企業の商品を購入したり、サービス を受けたいとは思わないでしょう。

最近ではこの企業の社会的責任を 果たしているかどうかが特に重要視 されています。

社会的責任への投資

「企業が収益を上げているか」「成長 の見込みがあるか」だけでなく、その 企業が社会的責任を果たしているかど うかの評価を加えた上で投資先を決め ることを「社会的責任投資」(SRI= Social Responsible Investment) といいます。アメリカやヨーロッパ の投資家から広がったこの考え方は、 日本でも関心が高まりつつあり、社 会的責任に配慮した金融商品が定着

してきています。

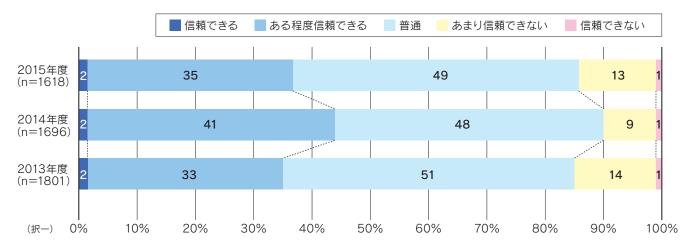
日本では、1999(平成11)年に社 会的責任投資ファンドの一つである 環境に着目した「エコファンド」が登 場しました。以来、社会的責任投資 ファンドの本数は増加し、現在は、個 人投資家が購入できる金融商品とし ての社会的責任ファンド(公募SRI 投信)が80本近くあります(NPO法 人社会的責任投資フォーラムによ

る)。

こうした流れは、社会や投資家が 社会的責任を果たしている企業を応 援しようとする意識の表れです。ま た、同時に多くの投資家が、社会的責 任を果たしている企業を不祥事等に よる株価下落や経営悪化等のリスク が少ない安全な投資先であると評価 しているのです。



●企業に対する信頼度



※小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

一般財団法人 経済広報センター 2016年2月「第19回 生活者の"企業観"に関する調査報告書」より

国連グローバル・コンパクトと ISO26000

「国連グローバル・コンパクト」と は、企業が守るべき人権、労働、環境、 腐敗防止に関する10原則を掲げた ものです。アナン国連事務総長(当 時)が、1999(平成11)年の「世界経 済フォーラム(ダボス会議) におい て提唱しました。持続可能な社会を 実現するために、この世界的な枠組 みに企業が自発的に参加すること が期待されていますが、現在、160 か国以上、14,000を超える団体が 参加しており、日本も230以上の企 業等が参加しています(2016(平成 28)年6月現在)。

また、様々な国際規格の策定を 行っている国際標準化機構 (ISO) では、2010 (平成22) 年に組織の 社会的責任に関する国際規格、ISO 26000を発行しました。企業をは じめあらゆる組織が持続可能な発展 に貢献するための手引き・指針とし て、第三者認証の必要のないガイダ ンス規格になっています。この規格 で掲げる「7つの原則」に基づきな がら「7つの中核主題」に取り組む ことが求められています。

日本では、2012(平成24)年にこ のISO 26000がJIS (日本工業規格) 化され、JIS Z 26000が制定されま した。内容、構成はISO 26000と同 ーです。JIS化することで、より身近 な規格として、広く普及させること を目指しています。日本の企業の中 にも、ISO 26000、JIS Z 26000で 掲げられた7つの中核主題別に[C SR報告書」を作成したり、自社の取 組を整理・検討している企業もあり、 社会的責任を果たす上での指針とし て活用されています。

ISO26000 &v JIS Z 26000 7つの原則

- ①説明責任
- ②透明性
- ③倫理的な行動
- ④ステークホルダーの利害の 尊重
- ⑤法の支配の尊重
- ⑥国際行動規範の尊重
- ⑦人権の尊重



国連グローバル・コンパクトの10原則

人権

原則 1:企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである

原則2:企業は、自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

労働

原則3:企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持すべきである

原則4:企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである

原則5:企業は、児童労働の実効的な廃止を支持すべきである

原則6:企業は、雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである

環境

原則7:企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである

原則8:企業は、環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである

原則9:企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである

腐敗防止

原則10:企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

企業も社会の一員です



大切な相手との信頼関係、築いていますか

企業は多くの 関係者とつながっている

企業は組織内、組織外の多くの人 が関わり合って成り立っています。

例えば、株主、従業員、取引先、消 費者、地域社会などです。それらの 個人や団体を企業の「ステークホル ダー(利害関係者)」と呼んでいます。 ステークホルダーには、より範囲を 広げて、社会全体や地球環境が含ま れるという考え方もあります。

こうしたステークホルダーに対

して、企業はコミュニケーションを とつて相手の立場や考えを知り、よ り良い関係を築いていかなくてはな りません。例えば、「企業は経営者の ものだから社長が好きにして良いし 「企業は出資する株主のものだから、 利益さえ上げれば他の事はお構いな しで良い」という考え方は、通用しま せん。「企業の社会的責任」とは、「収 益を上げ、それにより税金を納める

こと」という考え方が過去にはあり ましたが、「企業活動の全ての場面で 責任を持ち、株主、従業員、取引先、消 費者、地域社会などそれぞれ立場の 異なるステークホルダーに対して、 それぞれ誠実な態度をとることが求 められている」という考え方が現在 では一般的です。

企業それぞれのステークホルダー の視点から、企業が取り組むべき課 題を具体的に考えていくことが大切 です。

消費者の安全を守る

消費者の安全・安心を守ることは、 企業にとつて基本です。例えば、商 品やサービスの使い方をわかりやす い形で表示することや、子どもや高 齢者などがうっかり誤った使い方を

しても、簡単には事故を起こさない 設計にすることが求められていま す。

企業が発信する商品やサービスの 表示や説明に虚偽があってはならな

いことはもちろんですし、重要な情 報を表示しないことも問題です。ま た、不祥事や重大な事故があった場 合には、速やかに社会に公表するこ とが求められています。

消費者の安全・安心を守るという 企業の最も基本的な社会的責任は、 人権の問題に直接結びついているの です。

重要ではない 分からない

3

3 5 11

3

5 1

●企業に対する認識 ―― 企業の果たす役割や責任の重要度

■ 非常に重要である ■ 重要である ■ あまり重要ではない ·安心で優れた商品·サービス· 技術を適切な価格で提供する 社会倫理に削した企業倫理を確立・順守する 不測の事態が発生した際に的確な対応を取る 経営の透明性を確保し、情報公開を徹底する 雇用を維持・創出する 先進的な技術・研究開発に取り組む 利益を確保し、納税する 省資源・省エネや環境保護などに取り組む 事業継続計画(BCP)の策定など、 平常時から危機管理に取り組む 社員の育成やワークライフバランスに取り組む 地域社会と共生する 株主に利益を還元する メセナ(スポーツ·文化·芸術支援) や社会貢献などに取り組む 0% 10% 20% 30%

3 65 5 1 64 11 69 13 69 11 69 13 11 3 33 6 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

41

※小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

一般財団法人 経済広報センター 2016年2月「第19回 生活者の"企業観"に関する調査報告書」より

55

58

地域社会と共に発展する

企業と地域社会の関係とはどのよ うなものでしょうか。例えば自社が 営む大規模な工場等の周辺に住む 人々の理解や協力を得ることができ なければ、その企業はスムーズな生 産活動を継続することはできません。 企業が地域社会と良い関係を築くに は、地域社会をステークホルダーと して、誠実に対応することにより、地 域の住民に不安を抱かせないことが 必要です。

企業活動に伴う騒音・振動が住民 の生活を脅かしたことや工場排水や 排煙により地域住民の健康を害した、 という問題も過去にありました。地 域社会との関係で企業が何よりも守 らなければならないのは、住民の生 活環境と安全を脅かさないことです。 例えば、新たな工場を建設する際に は説明会の開催等により企業側から 積極的に情報を公開し、住民とのコ ミュニケーションを深め、地域社会

の不安を解消することが重要です。

一方で、このような「地域住民対 策1に留まらず、積極的に地域貢献活 動を行う企業もあります。地域にお ける芸術・スポーツの振興、緑化を進 める環境整備、自然保護活動、教育 支援など、それぞれの企業の特性や 得意分野を活かし、様々な活動を通 じて地域に貢献する企業や、ボラン ティア休暇制度により従業員の地域 ボランティア活動を支援する企業な どがその例です。

従業員に働きやすい環境を

企業で働く従業員も、企業にとつ て重要なステークホルダーです。自 らの従業員の人権さえも守れない企 業が、他のステークホルダーの人権 を守れるはずはありません。

企業が従業員を採用する際は、そ の人の能力・適性により採否を判断 すべきであり、不当な偏見を理由と して門戸を閉ざしたり、応募者の能 力等と関係のない情報を得ようとす ることはあってはなりません。

昇進などの人事評価や待遇におい ては、性別、出身、障害の有無などに よる不当な差別が行われてはなりま せん。

また、性的な言葉により不快感を 与えたり、性的関係を強要したりす るセクシュアル・ハラスメントや、権 力や地位を利用して嫌がらせをする パワー・ハラスメントが横行する職 場では、従業員は仕事への意欲が保 てないでしょう。当然のことながら、 労働災害が起こらないように、安全 で働きやすい環境を整える責任も企 業にはあります。

さらに、出産、育児、介護に従事す る際の休暇が取りやすい環境や、家 庭と仕事の両立(ワーク・ライフ・バ ランス)ができるような仕組み作り も重要です。

この他、非正規雇用の立場の従業 員の権利に配慮することも求められ ています。

企業が、職場における従業員の人 権が守られるよう、仕組みや環境の 改善に取り組んでいくためには、従 来の考え方や企業体質の改善も必要 になります。その際には、経営トッ プがリーダーシップを発揮して、責 任を持つて方向性を示すことが重要 ですが、それに加えて、働きやすい職 場をつくる従業員自身の努力も必要 です。

企業に関わるステークホルダー(利害関係者) 取引先・調達先・ サプライチェーン 地域住民 株主・投資家 政府・行政



業として守るへ ールがあります



環境と人を守ることは、企業の責任です

持続可能な開発

20世紀後半から、世界中で地球規 模での環境問題が語られるようにな り、地球温暖化や生物多様性への脅 威等、様々な視点から地球環境の危 機が叫ばれています。

近代以降、人類は大量の資源やエ ネルギーを消費して経済発展を遂げ てきましたが、一方で大気汚染、廃棄 物の大量発生、化学物質の排出、過剰 な森林伐採、天然資源の大量消費な ど、地球に多大な負荷をかけ続け、環 境破壊の原因の一つともなっていま す。

そして、人類がこれまでと同様の 経済活動を続けていけば、地球環境 が破壊され、回復不能な状態にまで 陥ってしまうかもしれない、と多く の人たちが危機感を持ち始めたこと

で、環境を守りながら発展できる「持 続可能な開発 | について国際的な議 論が行われるようになったのです。

そのような中、日本においても、従 来の大量生産、大量消費、大量廃棄を 当然とする考え方から脱して、資源 の消費を減らす、資源を再利用する、 ゴミとされていたものを再資源化す る、という循環型社会を目指して、数 多くの法整備がなされるなど様々な 取組が進んでいます。

人で環境保護を進めよう

政府は環境問題の解決を目指す取 組において、国際的な影響力のもと 数々の政策を打ち出していますが、 特に企業の果たすべき役割は大変重 大なものとなっています。

実際、多くの企業において、環境保 護に対する取組が進められており、 原料の調達、生産工程、流通システム などのあらゆる場面で、水や大気へ の汚染を防ぐ、資源やエネルギーの ムダ使いをなくす、といった努力が 行われています。こうした取組は、 例えば、環境報告書やCSRレポート で発信したり、ISO14000シリーズ の認証を取得したりすることを通じ て、環境にやさしい企業であること

をアピールすることができます。

また、企業は、環境への負荷を軽減 する商品技術・システムを開発する という形で環境保護に貢献すること もできます。環境保護に貢献する 企業と認められることには、企業イ メージを高める上での大きなメリッ トがあります。

環境保護は、例えば、地球温暖化 防止のためのCO。削減という課題を とつてみても、企業全体として取り 組むべき課題であることは言うまで もありません。そして、また、従業員 一人ひとりの自覚も重要です。例え ば職場で無駄な電力の消費を極力抑 える、廃棄するゴミの分別を徹底す

る、といったことを抜きにしては企 業全体の取組も実現できません。環 境に配慮した商品やサービスを購入 するというような、個々の消費者と しての行動の積み重ねも大きな力に なります。企業の環境に対する姿勢 に関心を持ち、自らの問題として考 えることが重要なのです。



3 コンプライアンス

コンプライアンスとは、一般的に [法令遵守]と訳されますが、法令を 守るだけではなく、安全な製品や サービスを提供すること、情報を開 示すること、労働基準を守ることな ど、企業が社会の一員として存続す るために最低限守らなければならな いルールを遵守することをいいます。

コンプライアンスに違反すれば、 食品偽装、耐震偽装、リコール隠しな ど重大な問題につながり、人々の安

全・安心、時には生命をも脅かすとと もに、企業の存続をも難しくします。 消費者をはじめ企業に関わる多くの 人々の人権を守るために、コンプラ イアンスの徹底は欠かせません。そ のためには、倫理行動規範を策定し たり、企業として体制を整えること はもちろん、企業を構成する一人ひ とりが、各自の仕事に取り組む際に コンプライアンスを徹底しようとす る意識を持たせることが必要です。



誰もが使いやすい ユニバーサルデザイン

企業は、「あらゆる人を排除しな い」という視点で商品やサービスを 開発することにより、社会に貢献す ることができます。

社会には、年齢、性別、身体能力な どに違いを持つ人たちが暮らしてい ます。幼児、高齢者、子ども連れの人、 車いすの人、障害のある人、病人、け がをしている人など、様々です。

「ユニバーサルデザイン」とは、物 や施設等のデザインが、あらゆる人 が使うことを念頭につくられており、 誰もが使いやすいような配慮・工夫 が施されていることを示す概念です。 例えば、シャンプーとリンスの違い がわかる刻みのついたボトル、大き なボタンのついた電化製品、多目的 トイレ、歩道と乗降口との高低差を 少なくすることで乗り降りを容易に したノンステップバスなど、身近な 小物から建築物、街全体まで、様々な ところでこの考え方が活かされてい ます。



ユニバーサルデザインのポイント

- 1 誰にでも公平に利用できること
- 2 多様な使い手や使用環境に対応でき、使う上での自由度が高いこと
- 3 使い方が簡単ですぐにわかること
- 4 必要な情報や環境が使い手の能力にかかわらず、すぐに理解できること
- うっかりミスや危機につながりにくく、安全で、万一の事故にも対応できること 5
- 6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7 使いやすい大きさや広さを確保すること

) て守るべきルールがあります

プライバシーを保護して情報をしつかり管理しましょう

翻管理の大切さ

企業は、様々な情報を蓄積し活用 しています。その中には、顧客デー 夕も含まれています。顧客データを 有効に活用して顧客に合ったサービ スを的確に提供したり、隠れたニー ズを見つけて商品開発に活かしたり することができます。今日のIT(情 報技術)の進歩によって、短時間・低 コストでも大量の情報を集めたり、 分析したりすることが可能になりま した。情報の有効活用は企業には欠 かせないものです。

当然のことながら集めたデータは、 慎重かつ厳格に管理しなければなり ません。顧客が、良い商品やサービ スを得るために企業に提供した個人

情報が、別の目的に使われたり、悪用 されたり、あるいは外部に漏れ出て しまったりするようなことがあって はいけません。

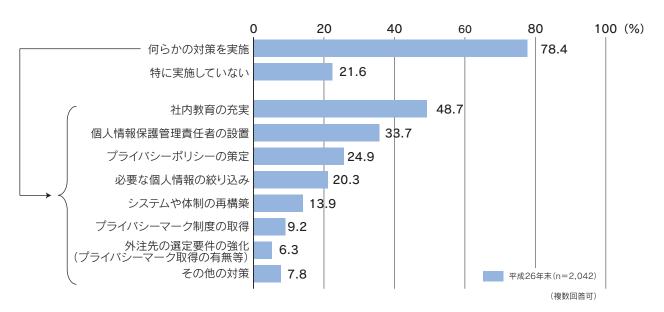
しかし、実際には企業の個人情報 の流出が後を絶ちません。報道され るような大きな事件でなくとも、知 らない会社から営業の電話がかかっ てきたり、ダイレクトメールが突然 送られ、いつのまにか自分の情報が 知られていることを不快に感じたこ とは、多くの人が経験していると思 います。

情報流出の不祥事は、損害賠償を 請求される恐れもありますが、そう でなくても信用を失いかねません。

2016(平成28) 年からはマイナ ンバー制が本格的に始動し、企業の 情報管理はますます徹底かつ慎重を 要するものとなっています。



●個人情報保護対策の実施状況



総務省 平成26年[通信利用動向調査]より

プライバシー侵害は人権問題

プライバシーは、基本的な権利の 一つです。人には、私生活をみだり に他人の目にさらされない権利、自 分についての情報をコントロールす る権利があります。氏名、住所、生年 月日、性別、年齢、電話番号、メールア ドレスなどの情報を本人の了解無し に外部に漏らすことは、こうした権 利に抵触します。ましてや、収入や 財産、健康状態といった特に注意す べきデータが本人の知らないところ で他人に勝手に知らされていたとす れば、明らかにプライバシーの侵害 になります。

企業は顧客のデータだけでなく、 従業員のデータも保有しています。 また、従業員の採用、昇進、降格、懲戒 処分などに関する人事記録も、個人 のプライバシーに該当するため、同 様に大切に管理しなければなりませ h.

個人情報の保護に関する法律

急速な情報化に伴い、個人の権利利益が侵害される危険性が高 まったこと、国際的な法制定の動きがあることを受けて、2003年5月 に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が成立、2005 年4月に全面施行されました。また2015(平成27)年には、情報技術 の発展にともなう様々な問題に対処するため改正法が成立しました。

個人情報とは、「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別で きるもの」(法2条)です。個人情報を事業活動に利用する事業者が、 法の義務の対象となる個人情報取扱事業者となります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の特定・通知をする、安全管理措 置を行う、個人情報を第三者に提供するときには原則として本人の同 意を得るなどの義務を負います。



パソコン・インターネットの 便利さと恐さ

現在、多くの職場でインターネッ トに接続されたパソコンが使用され ています。パソコンは、従来では考 えられない大量の情報を瞬時にやり とりすることができるため、その急 速な普及は、私たちの仕事のスタイ ルに大きな変化を与えました。

ITの便利さとともに、その恐さも 知っていなければなりません。電子 情報は流失しやすく、いつたん外部 に出てしまった情報は複製も転送も 容易で、完全に回収することは困難 です。

企業が情報管理の対策を講じるこ

とは当然ですが、企業で働く従業員 一人ひとりの意識も重要です。例え ば顧客の情報を記録した記憶媒体を 紛失してしまえば、企業の対策も無 に帰してしまいます。また、セキュ リティ対策を施していない個人のパ ソコンにデータを移して仕事をした ことで、インターネットを通じて情 報が流出するといった事件も後を絶 ちません。

パソコンのデータに限らず、名簿 やアンケート用紙などの紙の情報も、 保存時・廃棄時には注意が必要です。 情報を扱う際には、従業員一人ひと

りにプライバシーなどの人権を尊重 する情報モラルが求められているの です。



知りましょう。 日本における人権認 I 女性の人権

女性と男性は対等です

女性と男性は対等であり、仕事の場でも、例えば採用や昇進の際の評価はその人の能力・適性によってのみ決定されるべきで、性差による先入観や偏見が無いことが求められます。

日本の働く女性は約2,754万人で、これは就業者総数の約43.2%(総務省労働力調査 平成27年平均)を占めています。一方、女性の給与水準は男性の約72%と低く管理職の中で女性の占める割合も係長級17.0%、課長級9.8%、部長級6.2%に過ぎません(「平成28年版男女共

同参画白書」)。

このような状況の原因の一つとして考えられるのは、「男は仕事、女は家庭」という意識が今も根深く残っているためではないでしょうか。「女性は家にいて家事や育児をするものだ」という雰囲気が企業に充満している場合、その中で女性は能力を発揮できるでしょうか。あるいは、仕事を続けたいと思うでしょうか。

日本では、国連が採択した「女性差別撤廃条約(女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関する条約)」を 1985(昭和60)年に批准するに当たって国内の法律を整備する過程で「男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)」が制定され、仕事の場で機会・待遇に男女の差をつけてはならないことになりました。

さらに、1999(平成11)年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女がお互いに人権を尊重し、能力が十分に発揮できる社会の実現を「緊急な課題」としています。2016(平成28)年には「女性活躍推進法」も全面施行されています。社会が男女平等を実現するために努力している中で、企業も女性の人権を尊重する姿勢を持たなくてはなりません。

2 セクハラのある職場で働けますか

女性をめぐる職場での大きな問題として、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)があります。性的な言動によって、相手を傷つけたり、不快にさせたり、仕事をしにくくしたりすることです。「冗談」とかわしたり、「どこが悪いのか」と開き直ったりと、加害者は軽く考えがちですが、被害者にとっては深刻であり、人権侵害に当たる重大な問題です。

被害に遭った時には、はっきりと 自分の意志を示して断りましょう。 また、女性だけでなく、男性に対する セクハラも法律で禁止されるように なりました。働く者同士がお互いの 人権を尊重し、一人ひとりがセクハ ラを許さないという意識を持つこと が必要です。

また、妊娠、出産、育児休業等に関する「マタニティハラスメント」も許されるものではありません。

企業にはセクハラを防止する義務 があります。また、セクハラが横行 する職場は、社会的な評価も落ちま す。そうした職場では人間関係が円 滑でないために従業員は能力を発揮 できず、生産性が低くなる可能性が あります。被害者が企業に対してセ クハラ対策を怠ったとして損害賠償を請求することもあり得ます。企業は、規則に明記する等セクハラを防止する具体的な措置を講じ、お互いを人として大切にするという人権研修を行うことで、セクハラの無い職場をつくっていくことが必要です。



これからは ワーク・ライフ・バランス

能力を活かして働きたいという女 性にとって、大きな悩みになるのが 「仕事と家庭の両立」です。未だに家 事、育児、介護は女性の役割という考 え方があり、働く女性は現実には両 方をこなさなければならないことが 多く、大きな負担になっています。

母親が育児をしながら仕事を続け ることの困難さを表しているのが、 「M字カーブ」です。子どもが生まれ れば仕事をいったん辞めざるをえな くなる女性が多いことを示していま す。すなわち、仕事をする女性の数 を年齢層別に見ると、20歳代の数値 が、「子育て世代」の30歳代で減少し、 子どもの手が離れる40歳代以降に なるとまた増加しているのです。こ

の全体のグラフがMの字を描いてい ることから、「M字カーブ」と呼ばれ ています。

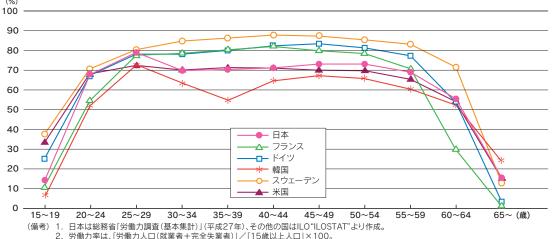
問題は、経験を積んで活躍し始め る時期の女性従業員が、仕事から一 時期離れてしまうことによりキャリ アが一時中断し、再就職時には収入・ 待遇の面で以前より悪い条件でも甘 んじて受け入れなければならなく なってしまうことです。実はこれは 大きな戦力を手放さなければならな い企業にとっての損失でもあります。

そこで推進されているのが「ワー ク・ライフ・バランス」という考え方 です。これはもちろん女性だけを対 象としたものではありませんが、男 女共に仕事にかける時間と家庭など

にかける時間のバランスを改善して いくことは、働く女性の家事・育児の 負担を軽減することにつながります。 またこれにより、女性の社会進出を 助けると同時に、男性にとっても長 時間労働にしばられなくなるメリッ トがあります。

「育児·介護休業法(育児休業、介護 休業等育児又は家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律) は、男女共 に働き続けながら、育児や介護がで きる環境作りを目指しています。現 在では、わずかながら育児・介護休暇 を取得する男性が現れはじめ、育児 や家事をする男性を応援しようとい う社会の動きも見られます。企業も、 男女共に育児、介護時の従業員を支 援するように、環境整備を進めてい くことが求められています。

●主要国における女性の年齢階級別労働力率



- 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
- フランス、韓国及び米国は2015 (平成27) 年値、その他の国は2014 (平成26) 年値。
- 4. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

内閣府「平成28年版男女共同参画白書」より

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動(「人事院規則10-10の運用について(通知)」から抜粋)

- ●スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。
- ●聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ●体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」な どと言うこと。
- ●「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女 性は職場の花でありさえすればいい」などと発言すること。
- ●「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさ ん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ●ヌードポスター等を職場に貼ること。

- ●雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだり すること。
- ●身体を執拗に眺め回すこと。
- ●食事やデートにしつこく誘うこと。
- ●女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を 強要すること。
- ●カラオケでのデュエットを強要すること。_{」。}
- ●酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダン ス等を強要すること。

4 幼くても一人の人間、 人権があります

幼くても、子どもは一人の人間であり、人権があります。国連では、1989(平成元)年に「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され、1994(平成6)年に日本も批准をしています。

この条約は、18歳未満の全ての人を対象にしたもので、大きく分けて4つの権利、①生きる権利、②守られる権利、③育つ権利、④参加する権利があることを定めています。



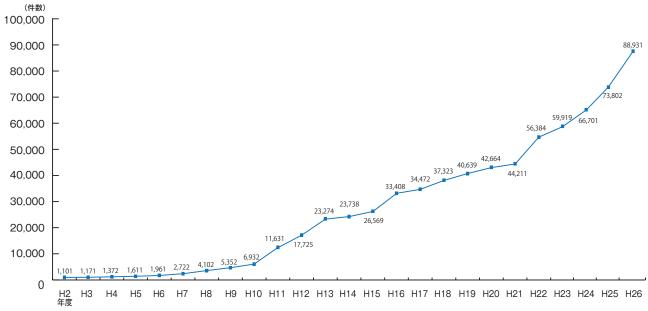
2 いじめ、虐待を許さない

いじめは、深刻な問題です。最近では、手段が巧妙で陰湿になっており、インターネットや携帯電話などを使ったり、次々といじめる対象が変化することで、周囲から見えにくいという特徴もあります。周囲の大人たちは、日頃から子どもたちの話に耳を傾け、学校に任せきりにせず、

地域全体が連携し、いじめ問題の解決に取り組む必要があります。また、いじめは絶対に許されない行為であり、人権侵害であるということを伝えていかなければなりません。

また、子どもの人権を考えるとき 「虐待」の問題は避けて通れません。 子どもの虐待事件の報道に触れるた びに、多くの人が心を痛めていることでしょう。自分を守って育ててくれるはずの大人から虐待される経験は、子どもの心身の成長に大きな影響を残します。子どもを虐待から救うため、虐待と思われるケースがあれば通報し、また地域から孤立している親子には支援が必要です。こうしたことは子どもの人権を守るための全ての大人の義務なのです。

●児童相談所での児童虐待相談対応件数



*平成22年度は福島県を除いて集計した数値 厚生労働省 「児童虐待の現状」より

児童ポルノ根絶

児童ポルノは、子どもの人権を著 しく侵害する悪質な犯罪です。警 察庁によると、2015(平成27)年 中の児童ポルノ事件の検挙件数は 1,938件で過去最多となっていま す。特にインターネットに関連する 被害が増加しており、画像が一旦イ ンターネットトに掲載された場合に

は、そのコピーが繰り返され、流出し た画像を完全に消し去ることが困難 なため、子どもたちは生涯苦しめら れることになります。

日本でも、対策を強化しています が、児童ポルノの根絶のためには社 会全体の取組と併せて、一人ひとり の意識改革が不可欠です。



児童労働撤廃

児童労働とは、法定の就業最低年 齢を下回る年齢の子どもたちによる 労働のことで(就業最低年齢は一般 的に15歳)、子どもたちの健全な成 長を妨げるものです。国際労働機関 (ILO)によると、世界中の子どもた ちの9人に1人が児童労働に従事し ているといわれています。厳しい気 候のもと農園で長時間きつい作業を

させられたり、劣悪な環境のもと工 場等の製造現場で危険な作業をさせ られるなどして働かされているので す。

児童労働の原因には、貧困、紛争・ 災害などによる社会の混乱、子ども の地位を低く見る価値観や社会慣行、 親の教育の欠如、子どもの教育への アクセスがないこと等、様々な要因

が関係しています。また、何でも言 うことを聞く子どもは利用しやすい 上に、賃金が大人より安い等、子ども の労働への需要があることも大きな 原因となっています。

国際社会では、子どもたちを児童 労働から解放すべく、様々な対策が 行われています。企業もサプライ チェーンを含め、児童労働が撤廃さ れるよう、自らの責任としてその対 応が求められています。

児童労働撤廃国際計画(IPEC)の取組例

サッカーボールを縫う子ども

世界のサッカーボールの約75%はパキスタンのシアルコッ ト地区で生産されています。1996年にIPECが行った現地調査 によれば、およそ7,000人の子どもたちが、ほとんど学校にも行 かずにボールを縫っていました。IPECは現地の商工会議所な どと協力し、子どもたちが学校に戻るよう支援し、再び就労しな いための監視制度やコミュニティ単位の作業場を作り、村落教 育行動センターを通じてノンフォーマル教育を提供するなどし て、児童労働を撤廃することに成功しました。

【出典】 ILO駐日事務所発行「児童労働の現実」





高齢者の人権

4人に1人は高齢者

日本は現在、高齢化が急速に進ん でいます。

日本の65歳以上の人口は、2015 (平成27)年では3.384万人、総人 口に占める割合も26.7%と、約4人 に1人が65歳以上の超高齢社会で す。今後も高齢化率は上昇を続け、 2060(平成72)年には2.5人に1人 が65歳以上になると予測されてい ます。

このような高齢化は、企業にも大 きな影響を与えています。「団塊の世 代」と呼ばれる世代が一挙に定年を 迎え、多くのベテラン従業員がいな

くなり、長年の経験から培った技能 やノウハウが失われてしまわないか、 次の世代にどのように伝えていけ ばよいのか、といった課題が持ち上 がつています。

うちは働きたい

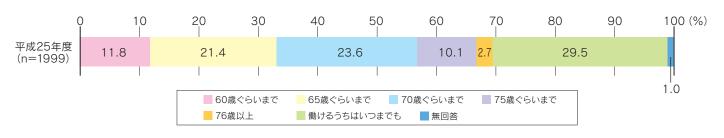
内閣府[高齢者の地域社会への参 加に関する意識調査」(平成25年)に よると、全国の60歳以上の人の約 66%は、70歳ぐらいまで、もしくは それ以上働き続けていたいと考えて います。高齢になっても自立した生 活を保ち、生きがいを持つために働 きたいという人が多くいます。

政府は、「高年齢者等の雇用の安定 等に関する法律(高年齢者雇用安定 法)」の改正を重ねるなど、高年齢者 が意欲と能力に応じて働き続けられ る環境の整備を目指しています。平 成25年4月1日から施行された改 正法では、事業主が講ずべき高年齢 者雇用確保措置(①定年の引上げ ② 継続雇用制度の導入 ③定年の定め の廃止)の実施及び運用に関する指 針を策定し、この措置義務に関する 勧告に従わない企業名を公表する規 定が設けられました。

企業には、年齢にかかわらず誰も が働きやすい職場環境を整備するこ とが、これまで以上に求められます。 勤務時間・日数を柔軟に定めた勤務 体制を導入したり、賃金制度の見直 し、仕事の創出をはじめ、工場等では 身体的な負担を軽減する工夫、安全 性により配慮した作業環境の改善な どが必要となるでしょう。

経験や知識が豊富で、優れた技術 を身につけた高齢者は貴重な労働力 です。職場で多様な世代が集い、そ れぞれの価値観や情報を共有できれ ば、新たなニーズを掘り起こし、商品 やシステムの開発につなげていくこ ともできるでしょう。

●いつまで働きたいか?



(注)対象は、全国 60 歳以上の男女 内閣府 平成 25 年「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」より

いくつになっても 人間らしく生きる

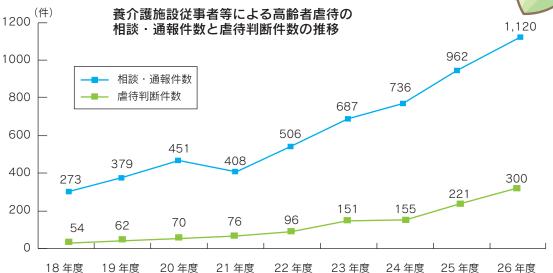
健康で生きがいを持つ高齢者がい る一方で、病気や加齢で心身・判断力 が弱った高齢者や孤独感や不安を抱 えている高齢者もいます。近年、高 齢者の弱みにつけこんだ詐欺、悪徳 商法などの事件が社会問題化し、ま た、高齢者への虐待事件も多く発生 していますが、これらの行為は高齢 者の尊厳を侵すものとして許しては ならない行為です。

特に、家庭や施設内での虐待は深 刻な問題になっています。2006(平 成18)年に施行された「高齢者虐待 防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の 養護者に対する支援等に関する法 律) では、虐待を発見した人には、す ぐに市町村に通報するように義務付 けられています。

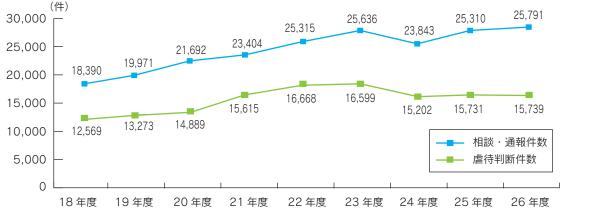
虐待は、介護している人の人権意 識や介護に関する知識が不十分で あることからも起こります。また、 家庭内の虐待の場合、介護をする人 の孤立や、介護疲れが大きな原因と なっていることから、介護者を取り 巻く周囲の人の理解も重要です。い くつになっても人間らしく生きられ る社会を目指していきましょう。



●高齢者虐待件数



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



日本における人権課題 障害のある人の人権

合理的配慮

障害のある人を排除するのではな く、障害のある人もない人も、互いに、 その人らしさを認め合いながら共に 生きる社会の実現に向けて様々な取 組が行われています。

2006(平成18)年には、国連で 障害者権利条約が採択され(日本は 2014(平成26)年に批准)、障害者 の教育、健康、労働・雇用、政治的活動 への参加などの権利について、全50 条が定められました。策定過程では、 [Nothing about us without us !]

(私たち抜きで私たちに関すること を決めないでください)という言葉 が繰り返され、策定過程に障害者自 身が参加してできあがった条約です。

この条約のキーワードとなるのが 「合理的配慮」です。そのポイントは、 「合理的配慮を行わないことも差別 にあたる」としているところにあり ます。「合理的配慮」とは、例えば、建 物の入口に車いす用のスロープを設 けたり、会議や集会の場で、目や耳の 不自由な人に点字資料や要約筆記、 手話通訳等を用意したりすることを 指し、直接的に差別することだけで なく、このような配慮をしないこと も差別にあたると定義されているの です。画期的なこの条約の趣旨の実 現に向けて、一人ひとりの意識改革 と取組が求められています。

2016(平成28)年には「障害者差 別解消法」が施行されました。この 法律は「障害のある人もない人も共 に暮らせる社会」を目指して「不当な 差別的取扱い」を禁止し、「合理的配 慮の提供」を求めています。

障害があっても働ける職場に

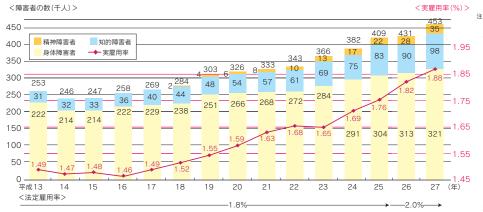
障害のある人もない人も共に暮ら せる社会の実現には医療や福祉など 様々な面での取組が必要ですが、企 業における雇用・就労支援の分野も 重要な役割を担っています。障害の ある人が仕事を持つことができれば 収入を得られ、自立した生活を送る ことができるからです。さらに社会 に参加・貢献しているという自信や 誇りが持てるようにもなります。

日本では、従業員が50人以上の企 業は障害のある人を一定の割合で雇 わなければならず、その割合を法定 雇用率といいます。企業の場合には、 従業員数の2.0%にあたる人数の障 害のある人を雇用することが義務付

けられています。実際には、2015 (平成27)年の実雇用率は法定雇用 率を下回る1.88%で、法定雇用率を 達成している企業は47.2%に過ぎ ません(厚生労働省調べ)。

障害のある人の実雇用率、また、法 定雇用率を守っている企業の数は少 しずつ増えてきてはいますが、まだ 課題が残されています。

●民間企業における障害者の雇用状況 ── 実雇用率と雇用される障害者の数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模 の企業)についての集計である。

2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度 (身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) まで 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者

(身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 は独障害者 平成18年度 以隆

精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度 (身体障害者(重度身体障害者はタブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はタブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

厚生労働省 「平成28年版障害者白書」より

3 困っていることに手を差し伸べる

障害のある人が生活をするためには、支援や配慮が必要ですが、支援や配慮が必要ですが、支援や配慮とは、何から何まで手伝うことではありません。必要な時に必要な範囲で手を貸し、本人ができることは本人が行うべきでしょう。過度に手を出してしまうことは、能力を発揮する機会を奪い、自立を妨げてしまうことになりかねません。

また、障害は多種多様です。一見、同じ障害に見えても、障害が生じた 時期や程度によって違いがあります。 聴覚の障害や臓器の障害などのよう に、外見からは判断できない障害も ありますし、精神的な障害や自閉症 などの発達障害は、外見からはわか りにくい場合もあります。

それぞれの障害の特性を知るとと もに、障害者一人ひとりに必要な支 援や配慮について理解することが大 切です。

4 障害のある人は身近な存在

「平成28年版障害者白書」によると、身体障害、知的障害、精神障害の3区分で障害者数の概数を見た場合、身体障害者393万7,000人、知的障害者74万1,000人、精神障害者392万4,000人となっています。国民の約6.7%が何らかの障害のある人ということになります。

障害は生まれつきのものだけでなく、事故や病気、加齢による後天的な障害もあります。皆が障害のある人の人権を身近な問題として捉え、障

害があっても差別されることなく自分の能力を発揮して、共に生きることのできる社会が実現するように、職場や地域で何ができるのかを考えていきましょう。

社会には様々な バリアがあります

1 物理的バリア

歩道の段差、車いす使用者の通 行を妨げる障害物など物理的な バリアのことです。

2 制度的バリア

障害を理由に、資格や免許などが取得できない制度的なバリアのことです。

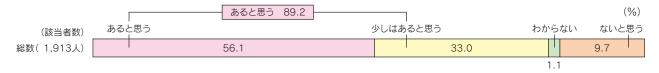
3 文化・情報面のバリア

読む、聞く、話す、理解するなどといった機能に障害があるために、そのままでは情報のやりとりがしにくい状態にあることです。点字や手話通訳、要約筆記、絵記号などを取り入れることで、バリアをなくすことができます。

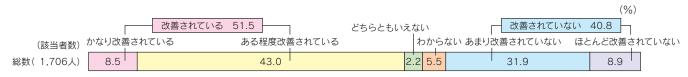
4 意識上のバリア

「心のバリア」とも呼ばれ、人々が障害のある人に無理解や無関心であるなどの意識上のバリアのことを表しています。無理解や無関心があらゆるバリアの元になっているので、ノーマライゼーションを実現する上で、心のバリアを取り除くことは何よりも重要です。

●障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか?



●5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか?



内閣府 平成24年7月「障害者に関する世論調査」より

同和問題

出身を理由にした いわれのない差別

日本には、特定の地域の出身であ ることなどを理由にした差別問題が あります。そうした地域を「同和地 区」「被差別部落」、この問題を「同和 問題」と呼んでいます。これは日本 固有の人権問題です。

同和問題は、日本の歴史的過程の 中で形づくられた身分制度に基づく 差別意識が、現代社会に未だに残っ ているために起きているともいわれ ています。生まれた場所という本人 の意志や努力ではどうにもならない ことを理由に、不利な扱いや差別的 な言動をされるのは不当なことであ り、重大な人権侵害です。

この同和問題を解決するために、 国や地方公共団体はじめ多くの人々 による長年の努力により、一定の成

果はあがっていますが、現在におい ても同和地区出身者に対して、様々 な差別が起きているのです。世論調 査で、「同和問題に関してどのような 問題が起きていると思うか」という 質問に対して、「結婚問題で周囲の反 対を受けること」「身元調査をされる こと| [差別的な言動をされること| 「就職・職場で不利な扱いを受けるこ と | などの回答がされています(グラ フ参照)。

採用の選考は公平・公正に

就職や職場で問題となるのは、同 和地区出身者を採用しない、賃金や 待遇に差をつける、といったことな どです。1975(昭和50)年に、相当 数の大手企業が『部落地名総鑑』とい う図書を購入していたことが発覚し ました。この図書は、全国の同和地 区の地名などが掲載され、本籍地や 現住所と照らし合わせることで同和 地区出身者かどうかを確認すること ができるという意図がありました。

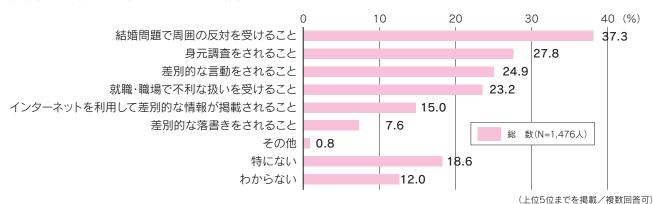
こうした情報をわざわざ入手したと いうことは、その企業が同和地区出 身者に差別意識を持つていたことを 意味します。

この事件は人権侵犯事件として対 応され、当該図書は回収・処分されま したが、その後も似たものが作られ、 最近ではインターネット上に同様の 内容のものが流されたこともあり、 同和問題に関する差別意識は今もな くなっていないことがわかります。

就職採用選考を公正に行うため、 本籍や出生地、家族の職業や収入、家 族構成、生活環境など、その人の適 性・能力とは関係のないことを書類 に書かせたり、面接で聞いたりして はいけません。

厚生労働省では、原則として一定 規模以上の事業所では、経営者が「公 正採用選考人権啓発推進員」を従業 員の中から選任することを求めてい ます。同和問題について企業全体で 正しく理解し、一人ひとりが、公平で 公正に働ける職場を皆でつくってい きましょう。

●同和問題に関し、現在どのような人権問題が起きていると思うか?



内閣府 平成24年8月「人権擁護に関する世論調査」より

えせ同和行為は企業全体で 撃退する

同和問題を口実にして、会社や個 人に不当・不法な要求をし、利益や利 権を得ようとするのが「えせ同和行 為」です。「えせ」とは、似ているが中 身は異なるという意味で、同和問題 の解決に力を尽くしているように見 せかけていますが、実際は同和問題 の解決を阻害する犯罪的行為なので す。

具体的には、同和団体を名乗って 本や物品購入を迫る、寄付金や賛助 金を強要する、工事などの下請けに 参入させるよう無理強いするといっ た行為などが挙げられます。要求を 通すために、何度も電話をかけてき たり会社を訪れたりします。大声を 出す、報復をちらつかせる、責任者を 出すように求める等、対応にあたっ ている人を精神的に追い詰めること もあります。

不当な要求には、最初からき然と した態度で臨み、おびえず、慌てず、 ゆつくりと対応し、相手の要求に応 じる意志がないことをはっきりと伝 えます。また、担当者だけに任せ切 りにせず、組織全体として対応する ことが大切です。

対応に困った時には、法務局・地方

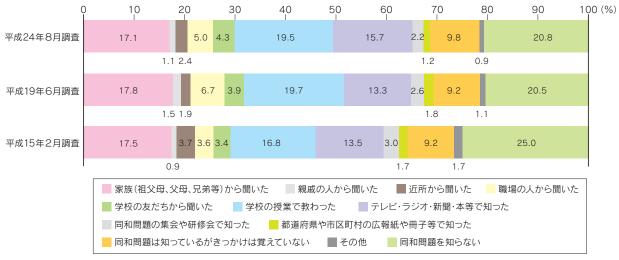
法務局、警察(暴力追放運動推進セン ター)、各地の弁護士会などに相談し てください。

同和問題の真の解決のためにも、 えせ同和行為に対し、き然とした態 度で断固要求を拒否することが、企 業の社会的責任として求められてい ます。



「えせ同和行為を排除するために」(法務省) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html

●同和問題を知ったきっかけ



内閣府 平成24年8月[人権擁護に関する世論調査]より

●えせ同和行為の要求の手口



(公財)人権教育啓発推進センター 「平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」より

知りましょう。日本におりアイヌの人々の人権

アイヌの人々の歴史

古くからその地域に住んでいながら、他の地域から来た人々に固有の文化や風習を制限され、社会的に不利な立場に追いやられてきた人々が世界各地にいます。そうした人々の権利をどのように回復していくべきかが世界的な課題となっています。

日本でも、北海道などに昔から住んでいたアイヌの人々が同様の問題で長く苦しんできました。

アイヌの人々は、北海道を中心に、 東北地方、サハリン、千島列島などに 古くから住んでいたといわれ、独自 の文化・伝統を持つ民族です。狩り や漁、植物採取で生活を支え、周辺の 人々との交易を行っていました。ア イヌ語で「人間」のことを「アイヌ」と 言うことから、民族の呼称として使 われています。

1869(明治2)年に明治政府は蝦

東地を北海道と呼んで日本の一部と しました。次いでアイヌの人々を日 本の社会的枠組みの中で、日本人と して処遇することとしたのです。

しかし、その後のいわゆる同化政策は、アイヌの人々にとって民族の誇りである固有の文化を否定され和風化を強制されることでもありました。不慣れな仕事や生活を強いられ、強制的な移住や差別的な待遇もあって、アイヌの人々の多くは社会的にも経済的にも不利で苦しい生活を送らなくてはなりませんでした。

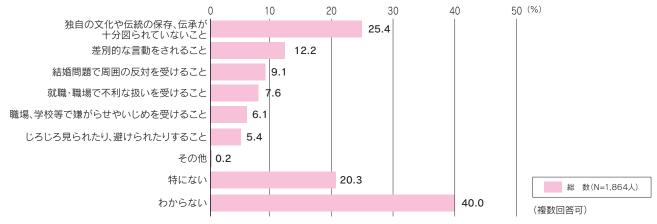
2 文化、伝統を尊重し合おう

同化政策の結果、アイヌ文化や伝統を知らない若者が増え、一方、アイヌ語を話し、アイヌ文化独自の儀式等を守ってきた人たちの高齢化が進んだこと、アイヌの伝統や文化が途絶えてしまう危機感が高まってきました。そうした中、1997(平成9)年に「アイヌ文化振興法(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する

知識の普及及び啓発に関する法律)」が施行されました。この法律は、アイヌの民族性を法的に認めて、民族としての誇りが持てる社会の実現を目指し、そのために、アイヌ文化の振興と知識の普及を進めていくというものです。同時に、約100年にわたり存続してきた「北海道旧土人保護法」は廃止されました。

また、2008(平成20)年6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されるなど、現在では社会の関心も高まっていますが、アイヌの人々への差別や偏見は依然として残っていて、就職時に不利に扱われたり、結婚に反対されることがあります。民族や文化による差別が許されないのは言うまでもありません。自らと異なる人々の歴史や文化を正しく理解し、尊重することは人権の基本です。

●アイヌの人々に関し、現在どのような人権問題が起きていると思うか?



外国人の人権

違いを尊重する

経済のグローバル化等により人や モノの国境を越えた移動が増え続け る中で、外国人と共に仕事をする機 会は、様々な企業において増えてい ます。

実際に外国人と仕事をしてみると、 戸惑うことも多くあるでしょう。日 本人であれば言葉にしなくてもわか ることが、相手によっては文化が異

なるため全く通じないこともあるか らです。

しかし、そのような時に、自分たち の文化を押し付けたり、相手の文化 を否定したりするだけでは、双方の 距離は離れていくばかりです。相手 の立場を考え、異文化を尊重し、コ ミュニケーションを重ねることで、 誤解やトラブルを避けることができ

るはずです。日本から海外に進出す る場合にも、現地の法令を守るのは もちろん、相手国の文化や習慣を理 解することが大切です。

言葉、文化、生活習慣、宗教などが 異なる人々が共に仕事を為し遂げて いくためには、お互いの違いを尊重 するという基盤が必要です。それは、 とりもなおさず一人ひとりの人権意 識が問われているということに他な りません。

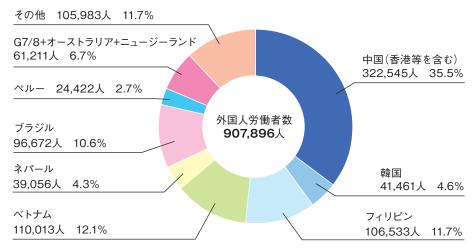
外国人という理由での 差別は許されません

日本で働いている外国人は約91 万人で、外国人を雇用している会社 等は15万か所を超えています(平成 27年厚生労働省調査)。外国人の労 働者は増えていますが、雇用が不安 定であるなどの問題があります。ま た、外国人だからという理由で、低賃 金で働かせる、社会保険に加入して いないといった問題も起きています が、外国人労働者も日本人と同様に 労働基準法をはじめとする労働関係 法令が適用されます。

また、長く日本に暮らしている在 日韓国・朝鮮人の人たちについても、 採用選考時に不公平に扱われる等 様々な問題が指摘されています。こ のような、外国人であることを理由 とした差別はなくさなければなりま せん。

2016(平成28)年に施行された 「本邦外出身者に対する不当な差別 的言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律」にもあるとおり、外国人 に対する「ヘイトスピーチ」が許され ないことは言うまでもありません。

●国籍別外国人労働者の割合



※G7/8=イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア 厚生労働省 平成27年10月「外国人雇用状況の届出状況」より

3

知りましょう。日本における人権課題

HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

1 エイズを知ろう、差別を防ごう

2015(平成27)年現在、世界には約3,670万人のHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者とエイズ患者(後天性免疫不全症候群)がいます。日本でもその数は増加傾向にあり、厚生労働省によると、2015(平成27)年までに報告されたHIV感染者とエイズ患者の累計は約25,995人となっています。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染力は弱く、感染経路は性

行為による感染、血液感染、母子感染の3つのみで、日常の生活では感染することはありません。治療法も大きく進歩し、早期発見・早期治療によって感染前と変わらない生活を続けることも可能となっています。

一方で、HIV /エイズに関する正 しい知識や理解が不足しているが故 に、日常生活や職場、医療現場など 様々な場面で差別やプライバシー侵 害などの問題が発生しています。感染者の就労の際などに、本人から病名を開示された場合、勤務先でその情報をどの範囲まで伝えるか、また、必要な配慮は何か等、本人と相談することが重要となります。また、企業側が職場内で従業員の病名を開示する際には、知らされた側が対応や支援がわからずに混乱することのないよう、相談先の情報や関連資料を提供するなどの配慮も必要となります。

2 ハンセン病、同じ過ちを繰り返さない

ハンセン病は「らい菌」による感染 症で、治療薬がない時代には、病気が 進むと皮膚や手足が変形し、容貌や 外見が変わることから恐れられ、差 別や偏見にさらされました。しかし、 らい菌の感染力は非常に弱い上に、 仮に感染・発症しても、有効な治療薬 が存在する現在では早期に治療をす れば後遺症も残らず完治します。

日本では、法律によってハンセン 病患者の人を強制的に療養所に入 所させる隔離政策を行ってきまし た。ハンセン病についての研究が進 み、隔離する必然性がなくなった後 も隔離政策は続き、法律が廃止され た1996(平成8)年まで続きました。

1998(平成10)年、入所者は、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟を提起し、2001(平成13)年、原告(患者・元患者)が勝訴、国はハンセン病問題を早期に解決する必要があると

して、控訴せず、原告の主張を受け入れました。

しかし、入所者や社会復帰者、その 家族に対する偏見や差別はいまだに 根深く、安心して退所できない人、退 所しても自分の故郷に戻れない人が 多くいます。また、入所者の高齢化 が進んでいるにもかかわらず、療養所の医療、看護、介護の体制が十分でない現状があります。2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、まだまだ多くの課題が残っているのです。

ハンセン病について、正しく理解 するとともに、同じ過ちを繰り返さ ぬよう、一人ひとりが自分の問題と して考えることが必要です。



※前ページまでの課題以外にも日本には様々な人権課題があります。



刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、罪を償ったにもかかわらず、周囲から偏見の目で見られ、仕事や住まいを探すのが難しいことがあります。社会復帰には、本人の意志が何より大切ですが、周囲の協力や理解も欠かせません。私たちの社会はこのような人たちの再出発を支援する社会になっているでしょうか。偏見や差別をなくしていきましょう。



犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、医療費や失職等による経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、さらには、無責任なうわさ話や過剰な取材による精神的苦痛など、様々な問題に苦しめられています。公的機関や民間団体が様々な支援策を行っていますが、一人ひとりが犯罪被害者やその家族の置かれた状況と、支援の必要性について理解することが重要です。



インターネットによる人権侵害

インターネットは便利なツールですが、匿名での書き込みができることや、情報発信の容易さもあって、人権に関わる問題が増えています。具体的には、名誉毀損やプライバシー侵害、差別を助長する表現や有害な情報の掲載などの問題です。画面の向こう側にいる人の立場に立って、人権侵害となる情報は発信しないようにしましょう。



北朝鮮当局によって 拉致された被害者等

不当にも北朝鮮に拉致されて、日本に戻ることができない人たちがいます。これは、北朝鮮当局による日本国民への重大な人権侵害です。拉致された被害者が一刻も早く日本に戻れるよう、私たちもこの問題への関心と認識を深めましょう。



ホームレス

ホームレスの人たちは、その多くが働きたいという意思がありながら様々な事情から路上での生活を余儀なくされています。偏見や立場の弱さにつけこまれて、暴力を振るわれたり、差別的なことを言われたりと、人権を脅かされやすい状況にあります。私たち自身がホームレスに対する偏見や差別を解消していく必要があります。

XIV

性的指向

性的指向とは、恋愛感情や性的な関心が異性、同性、あるいは両性いずれに向かっているかを示すものです。同性愛や両性愛であるが故に偏見にさらされ、社会生活の様々な場面で問題に直面している人たちがいます。誰もが自分自身の性的指向に基づいた生き方を自由に選択できる社会が求められています。

XV

性同一性障害

性同一性障害とは、身体の性と心の性が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。現在では、治療や手術を受けることもできますし、一定の条件を満たしていれば戸籍上の性別を変えることも認められています。しかし、周囲の理解が足りないため、仕事や社会生活の中で、偏見や差別に苦しんでいる人も多くいます。性同一性障害に関する正しい理解が求められています。

XVI

人身取引(トラフィッキング)

強制労働や性的搾取、臓器売買を目的とした人身取引(トラフィッキング)は、世界中で女性や子どもをはじめ多くの被害者が出ている許しがたい犯罪です。日本でも、人身取引された外国の女性が飲食店などで働かされている事案が相当数摘発されています。この重大な人権侵害を決して許してはいけません。

XVII

東日本大震災に起因する人権問題

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々に対する差別、長期間にわたる仮設住宅での生活に伴う諸問題など、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人ひとりが問題を認識し、その解決に取り組むことが求められています。

※経済産業省中小企業庁では、人権啓発に関連する資料をホームページで公開しています。 http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm

経済産業省中小企業庁委託事業

発行: 公益財団法人 人権教育啓発推進センター 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803

http://www.jinken.or.jp





この冊子には環境に配慮した紙を使用しています。